

要望書（回答）

<提言1> 出産前の負担軽減として妊産婦医療費助成制度の導入

・妊産婦医療費助成制度とは

市に在住の（住民票がある）妊産婦さんが、健康保険が適用になる診療を受けた場合の医療費（自己負担分）を地方自治体が助成する制度です。妊産婦医療費助成制度は妊婦の不安払拭にも繋がり、妊婦を守るために必要な施策であるにも関わらず、全国的にも導入している自治体は少ないのが現状です。

・妊産婦医療費助成制度の導入による効果

体調不良の際、費用面の不安なく受診できることは、胎児・子どもの健やかな成長に大きく寄与します。こうした制度により「社会全体で妊産婦を支える」という環境ができることで、妊娠期から特に鬱に繋がり、ひいては少子化対策の一助になると考えます。

【回答】（健康こども部健康支援課 担当）

妊婦の不安払拭については、本市では「プレママ・ママの安心訪問事業」（アドバイザーによる家庭訪問）や「Mom's サロン」（交流会や相談）を実施しており、産後においては「産後ケア事業」を積極的に活用いただき、全道でもトップの利用数となっております。

他自治体においては、自治体の背景に合わせた施策が取られているものと考えており、今後も背景に合った施策展開に努めてまいります。

<提言2> 乳幼児期に必要な物資の支援と見守りサービスの創設

赤ちゃんが生まれることで増える、生活に関する支出の増加もあり、乳児期となる0～2歳の養育費は、オムツやミルクなどの食費と生活日用品が大きく占めています。そのため、見守り支援員（配達員）が赤ちゃんと保護者にお会いし、紙おむつなどの赤ちゃん用品を毎月無料でお届けし、子育ての悩みや困り事が合った場合、気軽に相談できるサービスが必要と考えます。相談内容に応じて、市の子育てサービスや子育て関連施設、関係部署を紹介し、保護者と市の連携を行える体制づくりが必要と考えます。

【回答】（健康こども部健康支援課 担当）

市では妊娠期から出産・子育てまで切れ目なく相談に応じ、様々な支援につなぐ伴走型相談支援を充実し、経済的支援（妊娠期5万、子育て期5万）を一体とした「出産・子育て応援事業」を実施しております。また、出産後の母子がいる全世帯への「赤ちゃん訪問」や「赤ちゃん教室」「出張相談」等を通じた相談支援や関係機関との連携を図っておりますので、今後も「出産・子育て応援事業」を軸とした体制づくりの強化に努めてまいります。

<提言3> 高校卒業までの医療費無償化について

医療費の窓口負担があることによって、所得差により受診を控える「受診抑制」が生じており、経済的理由で必要な医療が受けられない子ども達がいるという事実があります。

【回答】（健康こども部こども支援課 担当）

子どもの医療費助成につきましては、全国一律の基準で受給できるような制度設計を国が示すべきとの立場をとっておりましたが、令和5年6月に閣議決定された「こども未来戦略方針」においても、制度変更の方向性は示されておられません。

このことを受け、本市では、令和6年8月から、入院及び通院助成を高校生まで拡大し、また、所得制限を設けず、全ての子どもたちを対象とする内容で予算提案したいと考えております。

なお、医療費助成の実施にあたっては、小学生以上の子どもに対し、課税世帯は1割負担、非課税世帯は初診時一部負担金のみの負担で済むよう手当てしてまいります。

医療費助成の対象拡大を行うことで、子どもたちの健康増進や子育て世代の負担軽減が図られ、本市が目指す「子育て世代に手厚いまちとまこまい」の実現に寄与するものと考えております。

<提言4> 給食費の無償化について

子どもを育てることは、未来の日本を支える人材を育てることであり、社会全体で支えていく必要があります。食育基本法では「子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。」と定められています。また、地方公共団体の責務を定めた同法第十条においては、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。」旨の定めがあります。このように、所得格差が子ども栄養の格差に繋がっています。次々に触れる、こども基本法の理念においても、「全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛されほごされること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。」が理念として定められており、給食費の無償化はこれらの法律を体系的総合的に解釈すれば、現時点で国家政策となっておらずとも、苫小牧市基本構想第7章第1節において「人口減少が進む将来においても持続することのできる「未来に向かって挑戦し続けるまちづくり」を目指します。」と標榜していることから、苫小牧市が地方公共団体の独自政策として実施しない合理的理由付けは極めて困難であるものと思料されます。

【回答】（教育部学校給食共同調理場 担当）

学校給食費の無償化については、現在、第3子の無償化を実施しておりますが、全額無償化とした場合、年間で約8億円の財源が恒常的に必要となるため、現時点においては難しいものと考えております。

市としては、無償化に向けた財政措置の創設を国に対して要望しており、現在、国の少子化対策の一つとして、給食費の無償化についても議論がなされていることから、引き続き、国の動向について注視してまいります。

<提言5>医療費や給食費などの政策に関する所得制限の撤廃

所得の再分配機能については、配分的平等の観点から、一定の所得制限を前提とした支援策が実施されてきたところです。しかしながら、子ども基本法における対象は高所得の親の子どもでも低所得の親の子どもでもなく「全ての子ども」であり、各種の所得制限は子ども基本法の基本理念に照らして撤廃されるのが妥当です。

【回答】（健康こども部こども支援課 担当）

子どもの医療費助成につきましては、本市に住む全ての子どもたちが平等かつ安心して医療を受けられるよう、令和6年8月から所得制限を撤廃する方針で予算提案したいと考えております。

（教育部学校給食共同調理場 担当）

給食費については就学援助制度の中で、一定の収入を下回る世帯への援助を行っておりますが、全世帯の無償化には年間で約8億円の財源が恒常的に必要となるため、市が全額を負担することは難しいものと考えております。

国の少子化対策の一つとして、給食費の無償化も議論されていることから、市としては引き続き、国の動向について注視してまいります。

<提言6>相談伺いサービス体制の創設

苫小牧市では、生後3か月までは、「赤ちゃん訪問」として、市の担当者から保護者に連絡の上、全ての家庭に保健師か助産師が訪問し、発育の確認、予防接種や今後の健康診査などについて説明、普段の生活の中での子育ての悩みや不安、母親の体調などの相談を行っています。しかし、その後は、定期健診以外では、育児相談として保護者からの連絡による相談のみに留まっています。行政や支援者に相談するなどのSOSを発することができないまま社会的に孤立する家庭があることは事実であり、少なくとも子どもの就学までの間は、専門家による定期的な家庭訪問によるケアが必要であると考えます。<提言2>の「乳幼児期に必要な物資の支援と見守りサービス」と併用することにより、保護者にとっても無理のない支援とすることができるものと考えます。

【回答】（健康こども部健康支援課 担当）

市では「赤ちゃん訪問」以降、2か月児を対象とした「すくすく教室」や妊婦や産後2～4か月の母子を対象とした「Mom's サロン」（交流会や相談）、妊婦や産後1年未満の母子を対象とした「プレママ・ママの安心訪問事業」（アドバイザーによる家庭訪問）等の事業を実施し、妊娠中や子育て中の相談に応じています。また、子育て支援センターや子育てルーム等においても遊びの場の提供の他、育児相談等にも応じております。

就学前までの相談先としては当課のみならず、通園している保育園や幼稚園等、子どもに関連する関係機関においても広く実施しており、連携した対応を行っております。引き続き、相談先の周知及び、妊娠・出産・子育て期に切れ目なく相談ができる体制づくりを整備してまいります。

<提言7>交流拠点施設の拡充

子ども達の自由な遊び場と、訪れるたくさんの人達の交流の場となる誘客交流拠点施設は「人とまち、公園で育てる交流施設」をコンセプトに、市民の憩いの場、市内外から多くの来場者が訪れる賑わいの場、人と人とを繋ぐ交流の場となる施設を目指し魅力ある交流拠点施設づくりに向け、“人”と“まち”を「育てる」施設の存在は子ども達の声があふれる賑わいの場であり、子育て世帯のみならず、市民にとっての憩いの場となり、市内外から訪れる多くの人と人を繋ぐ交流の場となります。苫小牧市は東西に範囲が広い地域であることから、市内の数か所に施設が完成することで、市民の活発なコミュニケーションの醸成を見込め、地域の「つながり」の強化を図れることを可能と考えられることから施設の設定を重要と考えます。

【回答】（健康こども部こども育成課 担当）

本市では、子育て世代の交流拠点・子ども達の遊び場として、子育て支援センターや児童センター、東開文化サロンなどを設置しております。また、拠点的な公園として、緑ヶ丘公園やアルテンを含む錦大沼公園、出光カルチャーパークを配置していることに加え、地域毎の交流の場となる北星公園や拓勇公園等の地区公園のほか、近隣公園や街区公園などを市内各所に配置しており、子育て世代のみならず様々な世代間交流の促進を図ってきたところです。

今後につきましては、現在整備中の苫小牧市民文化ホールや苫小牧駅周辺ビジョンでお示しした構想の実現により、中心市街地の再生を図り、様々な世代間の「つながり」を強化する交流拠点を整備してまいりたいと考えております。

<提言8>市内移動手段の拡充

地域住民の移動手段を確保するために地方自治体が運用・運行しているものとして“コミュニティバス”があります。コミュニティバスは、主に交通事業者が赤字を理由に路線から撤退した後、住民の交通手段が失われないように費用を市町村等が負担してバスの運行を委託し、公共施設や商業施設等への交通手段の確保、住民の日常生活の利便性の向上に寄与しています。東西に長い苫小牧の地形的特性に鑑みて、子育て世帯の「外出しにくさ」を解消する手段としてコミュニティバスの導入は有効であると考えます。

【回答】（総合政策部まちづくり推進課 担当）

市内移動手段の拡充は、市民の足を守る立場として必要なものと認識しておりますが、一方で、人口減少が進んでいる中、利用者の減少や燃料費の高騰、運転手不足など、公共交通を取り巻く現状は大変厳しい状況でございます。

コミュニティバスは、路線バスが維持できなくなった地域などに対して、高齢者や子育て世代の交通手段として導入しておりますが、路線バスと比較して運行コストが高額になるため、慎重に見極めていく必要があります。

本年12月からは市内路線バスの料金改定に伴い、子育て世代の負担軽減として通学定期券の助成を開始するほか、来年4月からは市内バス路線の再編を予定しており、効率性と利便性に配慮した市内バス路線にまいります。

今後は、子育て世代などに対してどのような交通サービスが可能なのか、関係部署とも調整を行いながら、コミュニティバス導入の可能性など、様々な可能性を探ってまいりたいと考えております。